

新型コロナウイルス感染症緊急職員派遣に関する実施要項

本要項は、新型コロナ感染症の発生により応援職員が必要となった入所施設等への職員派遣について、愛知県からの委託により一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会（以下「協会」と言う）が行うコーディネート事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 職員の協力依頼

協会は県内の障害福祉サービス施設・事業所に対して、感染発生した施設への応援体制に協力し、派遣する職員（以下「職員」と言う）の登録を依頼する。

2. 職員の登録

- (1) 前項の依頼により登録された職員を、名古屋市を含め県内 12 か所の圏域ごとにリスト化する。
- (2) 各圏域に、派遣調整を行う拠点施設を置く。

3. 職員の研修

- (1) 登録された職員は、協会が開催する事前研修を必ず受講しなければならない。
- (2) 前号の研修については、別に定める。

4. 職員の体調確認

- (1) 職員は、派遣前に必ず体調のチェックを行い、派遣への支障の有無を判断する。
- (2) 派遣が終了した際に発熱等体調不良が見られる場合は、PCR 検査による感染確認を依頼する。

5. 派遣する施設等

職員の派遣を受ける施設等は次のいずれかのおりとする。

- (1) 感染者が発生し、当該施設の利用者にサービスを提供するための職員体制が整わない入所施設。
- (2) 前号の施設に応援職員を派遣することにより、職員体制が整わなくなった協力施設。
- (3) 在宅の障害者の家族に感染者が出た場合に、当該者の一時的受入れ先となる施設等。

6. 派遣職員の業務内容

- (1) 前項の施設等へ派遣された職員は、当該施設長の指示による業務にあたる。
- (2) 業務に際し施設長は、感染防止対策を徹底した管理下に置く。
- (3) 職員の宿泊が必要となる場合は、協会と施設長との間であらかじめ調整し、確保する。
- (4) 派遣の期間については、協会と派遣元及び派遣先施設との協議により決定する。

7. 派遣の調整

協会は、愛知県より職員派遣の依頼があったときは、派遣先施設の属する圏域の拠点施設に各圏域内の登録職員の中から職員の選定を指示し、当該職員の所属法人へ派遣依頼を行う。該当圏域に派遣可能な職員が無い場合は、近隣圏域より調整を行う。

8. 費用

- (1) 職員を派遣する施設は、派遣の実施に際して必要な費用（旅費、宿泊費、食事代等の実費）及び派遣職員に対する手当（勤務手当、危険手当等）を負担する。
- (2) 職員を派遣する施設は、前項の費用及び手当については、かかり増し経費として愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市へ請求することができる。

9. その他

本要項に定めることその他、必要な事項は協会と、愛知県および関係者が協議の上決定する。

附則 本要項の施行日は、令和 2 年 8 月 1 日とする。